

災害危機管理シンポジウム 2018  
配布資料

# 災害と個人情報



2018年2月9日

15:30-16:00

(一財) 日本情報経済社会推進協会

常務理事 坂下 哲也

[sakashita-tetsuya@jipdec.or.jp](mailto:sakashita-tetsuya@jipdec.or.jp)

(法人番号 : 1 0104 0500 9403)

## ■ 一般財団法人 日本情報経済社会推進協会（JIPDEC） 常務理事

【担当】 電子情報利活用研究部  
認定個人情報保護団体

- 芝浦工業大学 通信工学科 非常勤講師（通信システム設計論）

## ■ 日頃やっている業務

- 電子情報の保護と利用に関する基盤整備の企画・推進
  - **G空間（地理空間情報）、IoT（Internet of things）、ブロックチェーン、PDS（Personal Data store）** など
- 個人情報の制度研究、等。

## ■ 政府委員等

- 国立研究法人審議会臨時委員（JAXA部会）
- 内閣府宇宙開発戦略推進本部「準天頂衛星事業推進委員会」委員
- IT戦略本部「マイナンバー等分科会災害対策・生活再建タスクフォース」主査
- シェアリングエコノミーサービス検討会議委員
- 経団連21世紀政策研究所「データ利活用と産業化」委員 など

- 災害時における個人情報の取り扱いとポイント
- 将来の災害対応基盤

## ■ 福知山線脱線事故（2005年4月26日）

- 負傷者が搬送された病院の中には、家族の安否を心配する人々などからの問い合わせに対し、個人情報保護法を理由にして、負傷者の安否確認や意識不明者の特徴に関する情報提供に応じないところがあった。

## ■ 東日本大震災（読売新聞 2011年6月4日）

- 岩手、宮城、福島3県と33市町村を対象とした調査結果では、障害者団体から個人情報の開示要請を受けた3県と8市町村のうち、岩手県と南相馬市以外はこれに応じなかった。
- その後、避難所収容者の名簿と障害者情報を突合し、団体へ提供。

## ■ 広島市の大雨による土砂災害（2014年8月）

- 広島市では、25日から行方不明情報の氏名を公開。
- 個人情報保護条例にある「市民の生命や財産を守る必要がある際には個人情報を第三者に提供できる」という規定が根拠。（広島市個人情報保護条例第8条第1項第4号）
- 個人のプライバシーや、行方不明者の住所が分かれば、空き巣などの被害が発生するおそれもあるという点にも配慮。
- 住所や年齢については幅を持たせて公表しており、公表まで時間を要した（災害の発生から公表まで5日間）。

- 行政では、個人情報に配慮し、共有を原則禁止。
- 共有にあたる行為
  - 本人の知らない収集
  - 目的外の利用
  - 第三者提供
- 一方で、生命・身体への危険などの対処が必要になる場面もあることから（個人情報の流通に配慮し）
  - 「個人の」権利利益の保護のため、共有する場面を条例に明記

## 『災害時要援護者の避難支援ガイドライン』（2006年）

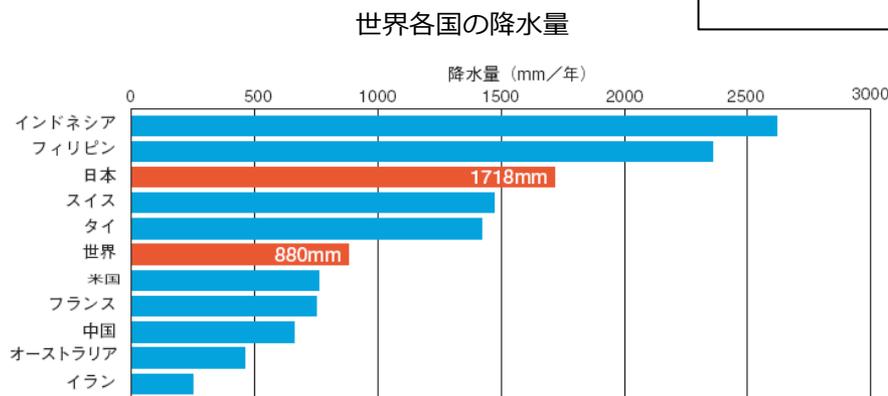
- 災害時要援護者情報（災害時要援護者（高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊婦等安全な場所に避難するなどの災害時の一連の行動をとるために支援を要する人々をいう。以下同じ。）の居住地や生活環境等に関する情報のことで、多くは地方公共団体の福祉部局が台帳として管理）
- 個人情報保護に留意した上で、地方公共団体の防災関係部局や外部の自主防災組織等を含め平時から共有しておくことにより、災害発生時に要援護者の安否の確認や情報伝達等をスムーズに実施することが期待

- 避難行動要支援者名簿の義務化
- 安否情報 収集・開示の制度化
- 被災者台帳 情報提供の制度化

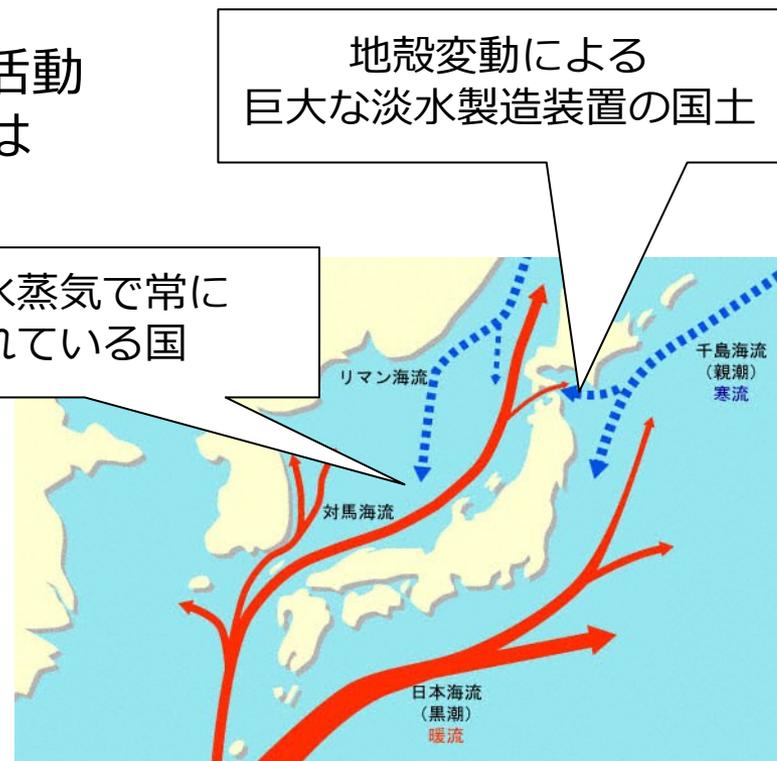
- 自治体は民間との協働訓練が必要。
  - 具体的な運用を訓練しておかないと、いざという時に動かない。
  
- 条例に関する熟知
  - 一般的に自治体で事前共有する際の根拠
    - 本人の同意があるとき
    - 法令等に定めがあるとき
    - 人の生命、身体または財産に対する被害を回避するため、やむを得ないと判断したとき
  
  - 条例をつくる。審査会で審議しておくことが重要。
    - 上記3項目以外に、審議会の意見を聞いて、実施機関が必要と定めるとき。

# 将来の災害対応基盤

- 日本の降水量は世界平均の2倍以上。
- 水の惑星である地球において、淡水は2.5%しかない中で、日本は水という貴重な資源を有している。
  - 複数の一級河川を通過する電車数は日本が世界一。
- 地殻変動、気象（豪雪など）は、その貴重な資源を与えてくれるための体動なのではないか。
- この豊かな国土の上で営まれる社会活動を持続発展させるためにデータ利用は不可欠ではないか。



(出典) 国土交通省



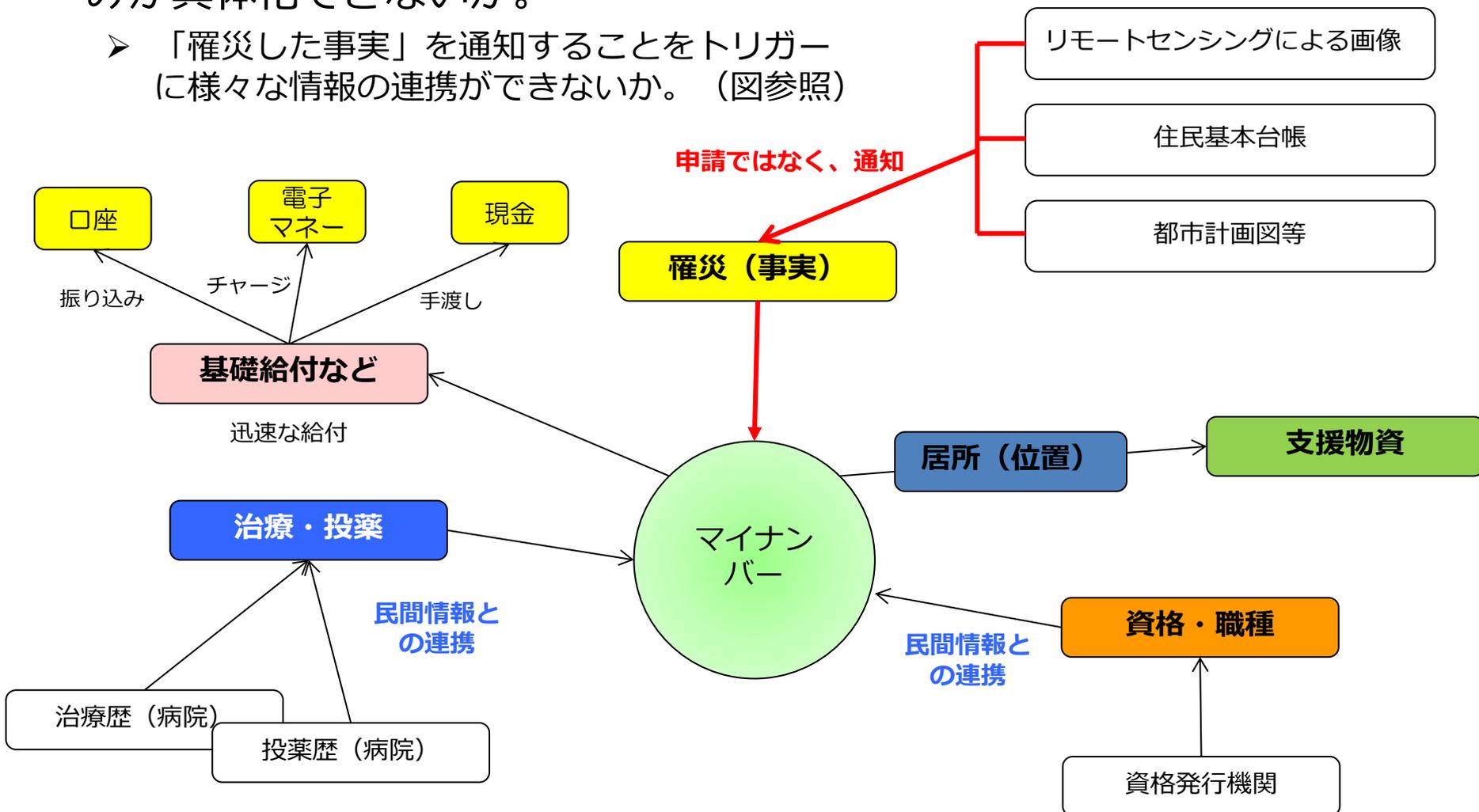
(出典) IPA

- 準天頂衛星システムを活用して、防災関連情報の伝送機能を有する安否確認サービスを構築し、避難所等で収集された個人の安否情報や防災関連情報を災害対策本部などの防災機関で利用できるようなシステムの構築を検討。

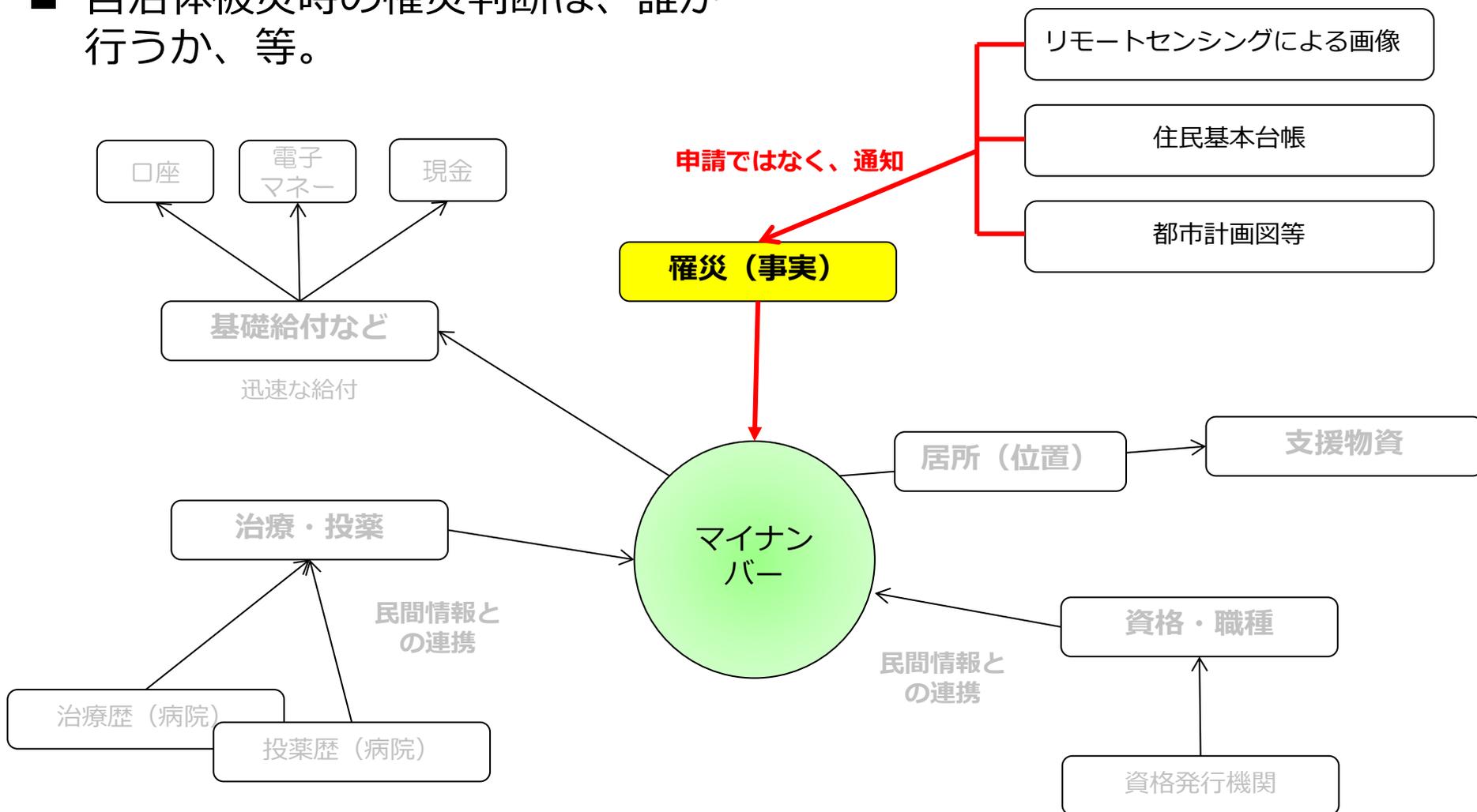


- マイナンバーは、悉皆性・唯一無二性を有する識別子である。
- その識別子に、災害時に必要な情報を紐づかせることによって、仕組みが具体化できないか。

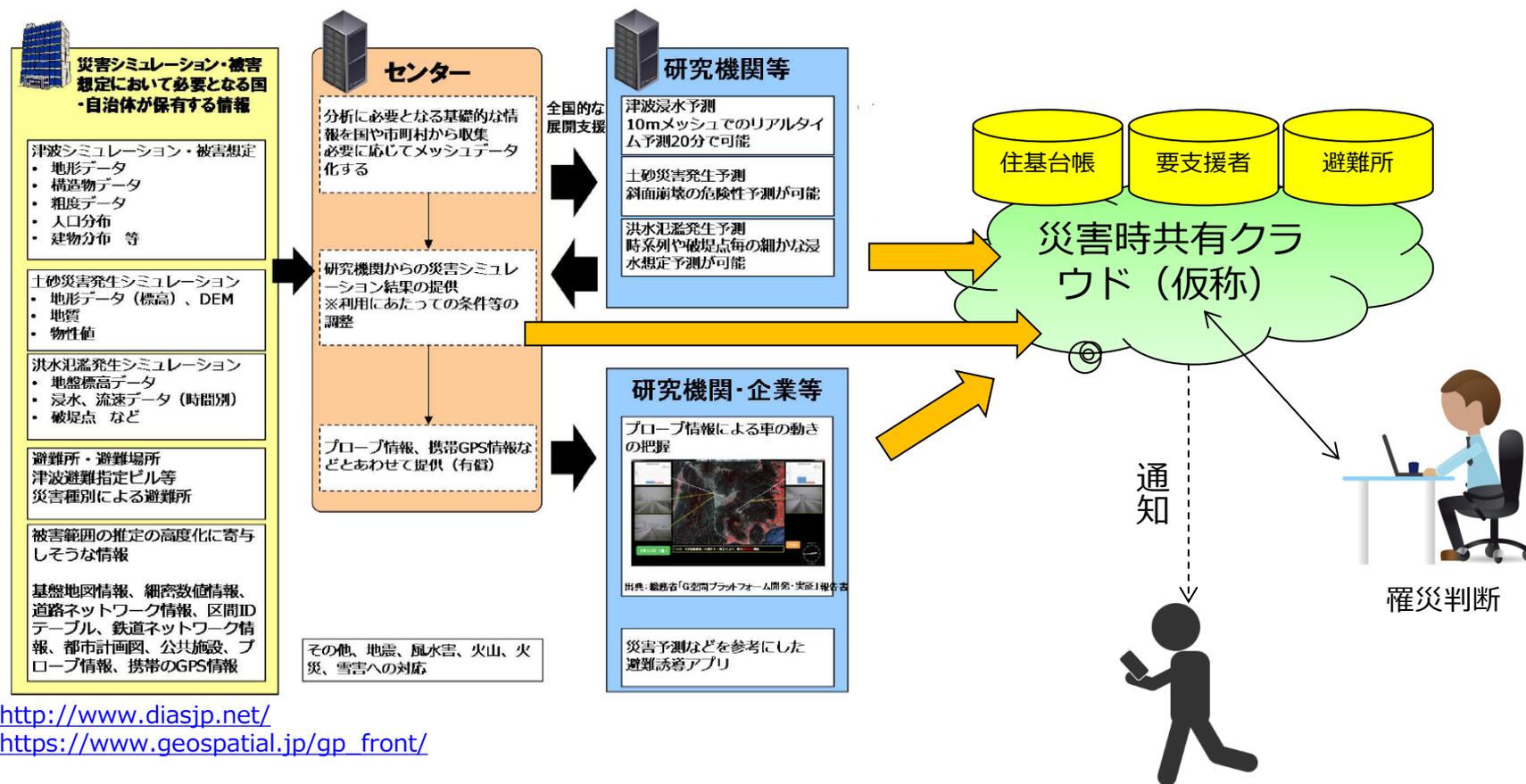
➤ 「罹災した事実」を通知することをトリガーに様々な情報の連携ができないか。（図参照）



- 罹災証明を「申告」ではなく、「通知」にできないか
  - 現地確認を経ずに、判断して良いか。
- 自治体被災時の罹災判断は、誰が行うか、等。



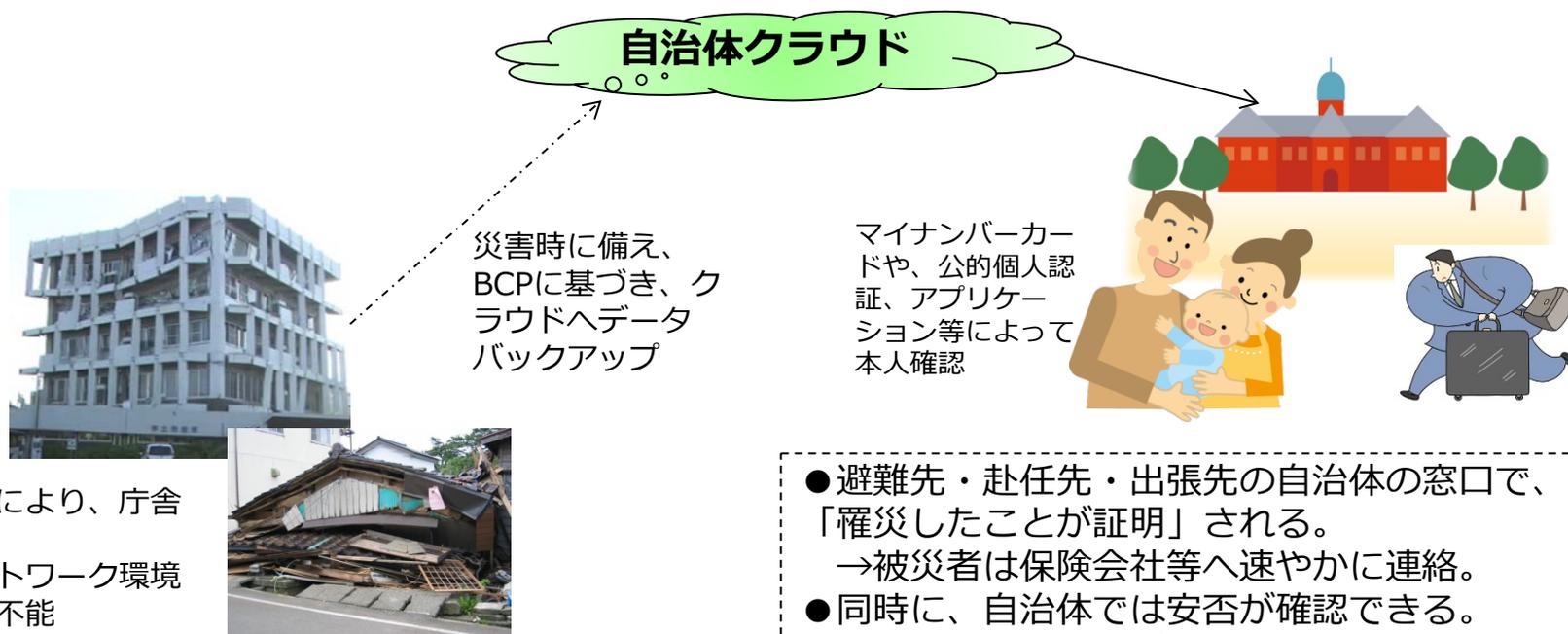
- 国土交通省では、2016年度中に「G空間センター」の運営を開始。
- 災害時の共通BCPを策定し、罹災者判断のためのデータを共有クラウドに集積し、発災時に該当者を判断し、通知をする。
  - 熊本地震で、東京大学で民間データを利用した避難所集中分析には1か月を要した



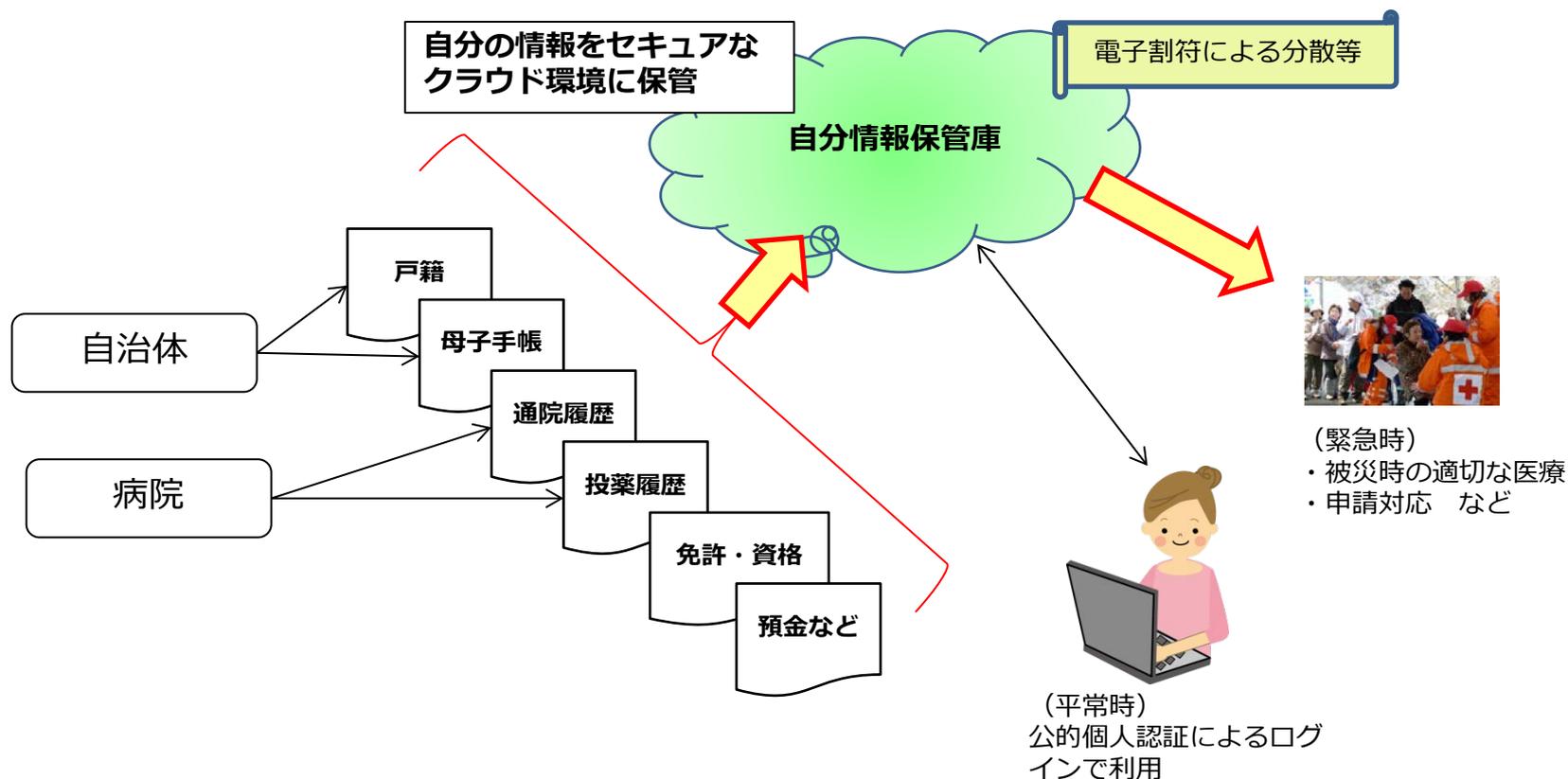
<http://www.diasjp.net/>  
[https://www.geospatial.jp/gp\\_front/](https://www.geospatial.jp/gp_front/)

## ■ 日本国民が、日本のどこにいても、被災時に必要なサポートを迅速に受けられる仕組み

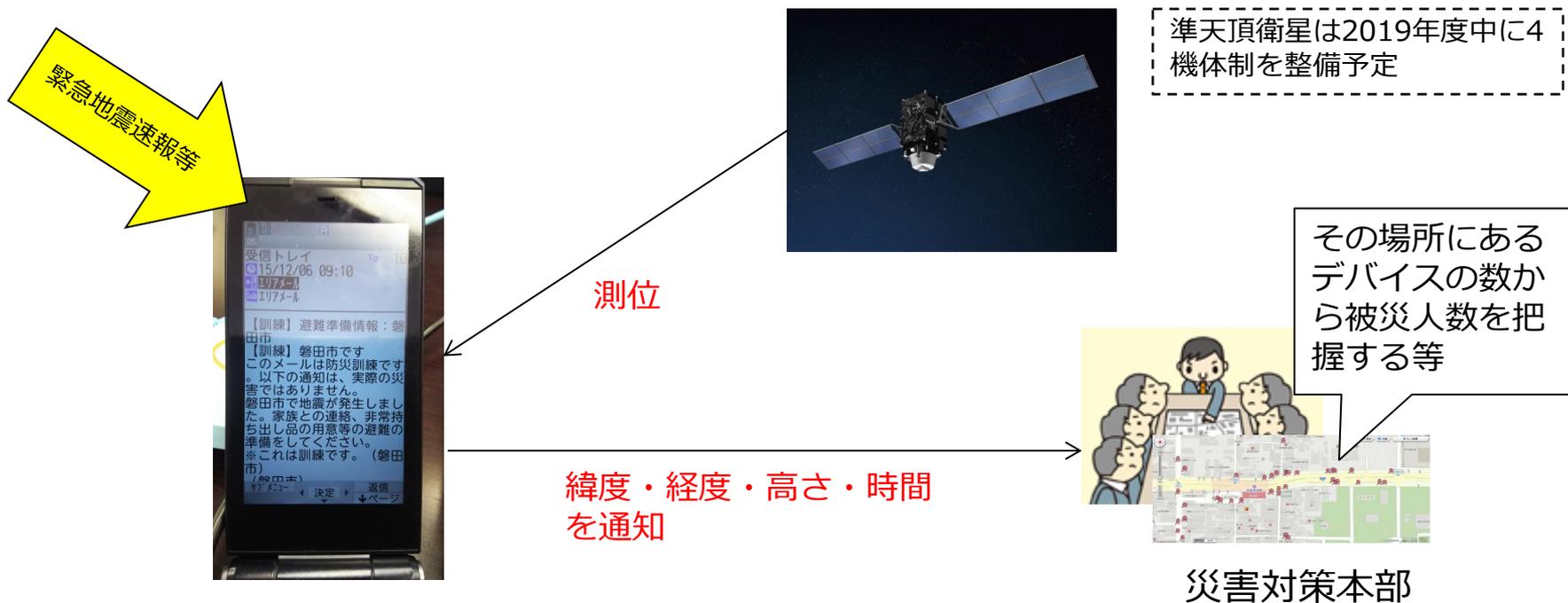
- マイナンバーカード、公的個人認証、アプリケーション（スマホなど）等によって、避難先等の遠隔地の自治体の窓口であっても、本人確認が可能となり、罹災していることが証明される。
- その証明によって、迅速に仮設住宅の提供や、給付金が支給される。



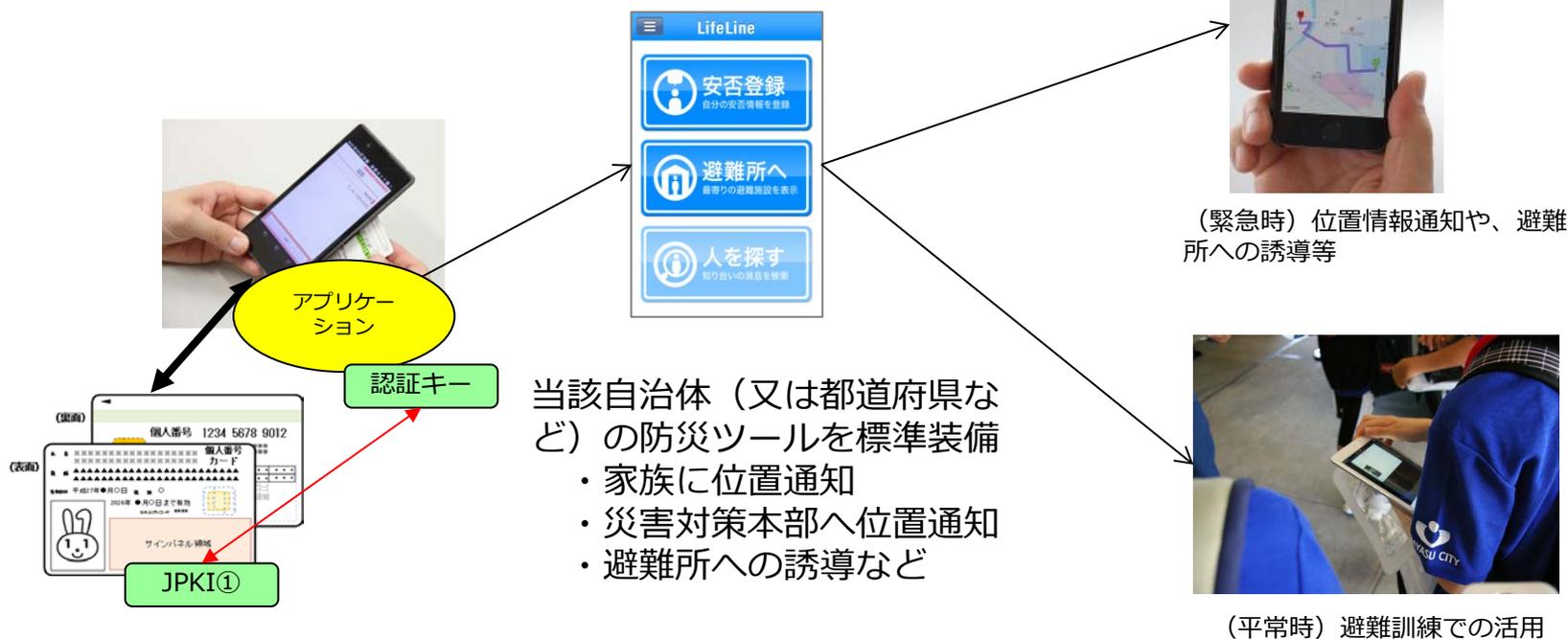
- マイナポータル等の社会基盤が、自分情報の保管庫となり、個人データのポータビリティを担保する基盤が構築される。
- 日本国民は、このデータを国内外で利用（海外で医療を受ける時など）する。
- 海外で被災した場合にも、このデータを利用し、本人確認を受けた支援が受けられる。



- 災害が発生した際に、当該地域にいる人数を把握する仕組みが必要ではないか。
- 対応策
  - ▶ 緊急地震速報等の災害メール受信時に、受信したスマートフォン等の位置情報を災害対策本部等へ送信し、当該地域の数を把握する。
    - 自治体が発信する災害メールの場合、SPAMと認識されない仕組みが必要。



- 公的個人認証によって本人確認をおこなった別な認証キーをスマートフォン等にインストールし、それを携行する。
- スマートフォンに、国・自治体が推奨する防災ツールを標準装備し、企業や学校等の避難訓練において、それを利用した訓練を実施する。
- 外国人旅行者には、多言語版を提供する。
  - 画面レイアウトが同じであれば、言葉が分からない市民もアシストできるのではないか。



ありがとうございました。

